

国立市の目的税(入湯税・都市計画税・国民健康保険税)

1. 入湯税

	内容	根拠条文
納税義務者	・鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する	市税賦課徴収条例第 121 条の 12
課税免除	・年齢 12 歳未満の者 ・入湯料金が 1,200 円以下の鉱泉浴場に入湯する者	市税賦課徴収条例第 121 条の 13
税率	・入湯客 1 人 1 日について、150 円	市税賦課徴収条例第 121 条の 14

2. 都市計画税

	内容	根拠条文
納税義務者	・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 5 条の規定により、指定された都市計画区域のうち同法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する土地および家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地または家屋の所有者に課する	市税賦課徴収条例第 122 条
税率	・100 分の 0.3	市税賦課徴収条例第 123 条
税率の特例	・平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第 123 条の規定にかかわらず、100 分の 0.27 とする	市税賦課徴収条例附則第 18 条の 21

3. 国民健康保険税

	内容	根拠条文
納税義務者	・国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する ・国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する	国民健康保険税条例第 1 条
税額	・世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後	国民健康保険税条例第 2 条～第 8 条

	期高齢者支援金等および介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。)、後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。)ならびに当該世帯主および当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする ・基礎課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が46万円を超える場合においては、基礎課税額は46万円とする。 ・後期高齢者支援金等課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は12万円とする ・第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。)である世帯主およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税額は9万円とする ・所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の4.40を乗じて算定する ・総所得金額または山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しない	
--	---	--

	ものとする ・被保険者均等割額は、被保険者1人について 12,800 円とする ・世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第5条の4 および第 14 条において同じ。)以外の世帯 1,000 円 (2) 特定世帯 500 円 ・所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.80 を乗じて算定する ・被保険者均等割額は、被保険者1人について 7,000 円とする。 ・世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする (1) 特定世帯以外の世帯 5,000 円 (2) 特定世帯 2,500 円 ・所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.90 を乗じて算定する ・被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 6,000 円とする ・世帯別平等割額は、1 世帯について、1,200 円とする	
--	--	--